

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年1月11日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡家族（以下「被災者」という。）は、平成26年11月6日、A所在のB会社（以下「事業場」という。）にアルバイトとして雇用され、平成27年1月1日、長期期間雇用社員として契約更新され、事業場C係において、大口クライアントの対応業務に従事し、3か月間の試用期間（1日4時間、1週5日）を経て、同年4月1日から計画担当とDチーム（以下「D室」という。）担当を掛け持ち（1日8時間、1週5日）、同年7月14日から同年8月2日まで休暇を取得した後、同月3日よりD室専担者（1日8時間、1週5日）として就労していた。
- 2 被災者は、平成27年7月5日、睡眠薬の大量服薬にてE医療機関へ救急搬送され、「急性薬物中毒」と診断され、同月14日、F医療機関に転医し、「心因性抑うつ状態」と診断され、平成28年9月まで継続通院した。その後、同年〇月〇日、遺書を残し、自殺を図り死亡した。死体検案書には、「直接死因：一酸化炭素中毒、死因の種類：自殺」と記載されている。請求人によると、被災者は、職場ストレスにより精神障害を発病し、自死に至ったという。
- 3 本件は、請求人が、被災者の精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年12月26日付けでこれを棄却する旨の

決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

被災者に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発病した精神障害の病名と発病時期について、決定書理由に説示する以下の諸点に照らし、被災者は、事業場に採用される以前から ICD-10 の「F32 うつ病エピソード」を発病し、同精神障害が寛解しない状態で遷延し、○年○月○日の自殺時には、その症状が悪化したものと推認される。

すなわち、被災者は、平成23年6月10日以降、3か所の精神科専門医で加療し、①平成29年10月11日付けG医師の意見書及び診療録では、要旨、「初診日：平成23年6月10日、疾患名：うつ病、最終受診日：平成26年6月8日、最終受診時の状態：寛解とはなっていなかった。」、②平成29年9月29日付けH医師の意見書では、要旨、「初診日：平成26年7月30日、疾患名：うつ病、発病時期：平成22年3月頃、最終受診日：平成27年7月10日、最終受診時の状態：寛解状態には至ってなかった。」、③平成29年3月24日付けI医師の意見書及び診療録では、要旨、「初診日：平成27年7月14日、疾患名：心因性抑うつ状態（F32.1）、最終受診日：平成28年9月9日、治療経過：平成28年8月職場評価をめぐる不本意な内容の出来事があり、希死念慮が増大していた。」、④平成29年12月7日付け労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会の意見書では、要旨、「被災者は、事業場に採用される以前から、『F32 うつ病エピソード』を発病していた

ものと推認される。J医療機関、K医療機関、F医療機関において治療の継続中に、○年○月○日の自殺時にはその症状が悪化したと推認される。」などと意見していることに照らせば、上記のとおり、被災者は、事業場に採用される以前から「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病し、本件疾病が寛解しない状態で遷延し、自殺時にその症状が悪化したものといえることができる。

(2) 請求人は、被災者は採用前に受診していた精神障害は安定していたものの、職場内での上司等とのトラブルやパワハラなどにより心理的負荷がかかり精神障害を発病した旨主張している。

しかしながら、同主張に係る各出来事は、事業場に採用される以前から発病していた精神疾患が寛解していた場合に、初めて新たな精神疾患として認定基準の評価対象となるものであるところ、上記(1)の判断のとおり、寛解が認められない以上、心理的負荷の評価の対象とすることはできない。

(3) なお、既に精神障害を発病して治療が必要な状態にある精神障害が悪化した場合は、原則としてその業務起因性は認められないが、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合については、悪化した部分について、労働基準法施行規則別表1の2第9号に該当する業務上の疾病として取り扱うこととされているが、本件については、決定書理由に説示のとおり、一件記録を精査するも、「特別な出来事」は認められない。

(4) したがって、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものといえることはできない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年2月28日